

# 令和5年度那須町奨学生募集要項

## 〈月額貸与・一時金〉

この制度は、教育の機会均等の趣旨に基づいて、経済的理由により修学できない者に学資を貸与して人材を育成し、あわせて本町教育の進展を期することを目的としています。

### 1 対 象

学校教育法の規定に基づく、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校に進学を予定する者又は在学している者

### 2 出願資格

- (1) 那須町に6ヶ月以上居住する者又はその被扶養者で、学習成績評定平均値が、5段階評価で3.0以上である者
- (2) 学習意欲が高く、学習活動その他の品行が正しく、健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みのある者
- (3) 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和2年中の認定所得金額（注1）が、別表第3の収入基準額以下である者  
注1）父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額（給与所得の場合は別表第1の「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差引いた金額）から別表第2の特別控除額を差引いた金額
- (4) 成年で確実な保証能力があり、町税等の滞納がない連帯保証人を2名選任できる者  
※連帯保証人の資格は那須町奨学資金条例施行規則第3条に基づき、父母又は父母に準じて家計を支えている保護者から1名、独立の生計を営んでおり、奨学金の返還に関し、返還に要する資力を有する者から1名

#### 〈本人の属する世帯とは〉

同居・別居を問わず本人と生計を同じくする者であり、世帯人員の認定は次による。

- 1 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とする。
- 2 次の場合は、同一の住居に居住していなくとも、本人と世帯を同じくする人とみなす。
  - ① 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、勤務地等の関係で別居しているとき。
  - ② 修学又は病気療養等のため一時的に別居しているとき。
  - ③ 別居の祖父母等を主に扶養しているとき。
  - ④ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

### 3 貸与額及び貸与期間

#### ① 月額貸与

進学先	貸与限度額	貸与期間
高等学校又は高等専門学校	15,000円	正規の最短修業年限
短期大学、大学又は専修学校	30,000円	

※貸与予定者数は、予算の範囲内で若干名です。

※貸与は、4月から開始し、本人指定の口座に3ヶ月分をまとめて年4回振込みます。

#### ② 一時金

進学先	貸与限度額	貸与期間
高等学校又は高等専門学校	300,000円	正規の最短修業年限
短期大学、大学又は専修学校	500,000円	

※貸与予定者数は、予算の範囲内で若干名です。

※随時、貸与します。(1月以降を予定)

#### ③ 月額貸与と一時金の併用

進学先	貸与限度額	貸与期間
高等学校又は高等専門学校	貸与限度額(月額貸与額×貸与期間)から、一時金を差引いた額を必要月数で按分した額	正規の最短修業年限
短期大学、大学又は専修学校		

※貸与予定者数は、予算の範囲内で若干名です。

※月額貸与は、本人指定の口座に3ヶ月分をまとめて年4回振込みます。

※按分した貸与月額は千円未満を切り捨てることとします。

### 4 返 還

卒業後の据置期間	1年
返還期間	10年以内
返還方法	年賦、半年賦、月賦による納付書払い
利子	無利子

奨学金は無利子ですが、返還が滞納した場合は、延滞金がつきます。

## 5 提出書類

- (1) 那須町奨学生願書（様式第1号）
- (2) 那須町奨学生推薦調書（様式第2号）  
※ 学校において封印願います。
- (3) 進学校の合格通知書の写し（在学中の場合は在学証明書の原本）  
※ 提出期限までに間に合わない場合は、後日提出可とします。
- (4) 世帯全員の住民票の写し（原本）  
※ 本籍・続柄が記載されているものがが必要です。
- (5) 世帯の所得者全員の所得証明書（原本）  
※ 父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和2年中の所得証明書が必要です。
- (6) 同意書  
※ 家族の収入、資産状況及び町税等の納税状況を確認することについて、同意をいただきます。

## 6 書類の提出先及び提出期限

- (1) 提出先           〒329-3292    那須町大字寺子丙 3-13（那須町役場内）  
                                  那須町教育委員会事務局 学校教育課   TEL：0287-72-6922
  
- (2) 提出期限       **令和5年2月3日（金）必着**  
                          ※一時金の希望者については、随時貸与とするため、令和4年12月28日までの受付者について令和5年1月に審査を行い、同月に貸与を予定しています。  
                          ※認定所得額の計算方法等、不明な点がございましたら上記へお問い合わせください。

## 7 選考及び決定等

- (1) 学業成績及び所得の状況を審査の上、選考委員会において決定します。
- (2) 選考の結果は本人に通知します。（採用になった場合は、奨学金借用証書、誓約書等の提出が必要となります。）

**別表 1****(1) 給与所得者の所得額の計算式**

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額には所得税法上の算定式（B）を適用します。父母の一方のみが給与所得者の場合は（A）を適用します。

区分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者①	① ≥ ②	(A) 表を適用
家計支持者②		(B) 表を適用

**給与所得計算式****(A)**

年間収入金額 (1万円未満切捨て)	所得額 (1万円未満切捨て)
267万円以下	0円
268万円以上 400万円以下	収入金額×0.8－214万円
401万円以上 781万円以下	収入金額×0.7－174万円
782万円以上	収入金額－408万円

**(B)**

年間収入金額 (1万円未満切捨て)	所得額 (1万円未満切捨て)
65万円以下	0円
66万円以上 163万円以下	収入金額－65万円
164万円以上 180万円以下	収入金額×0.6
181万円以上 360万円以下	収入金額×0.7－18万円
361万円以上 660万円以下	収入金額×0.8－54万円
661万円以上 1,000万円以下	収入金額×0.9－120万円
1,001万円以上 1,500万円以下	収入金額×0.95－170万円
1,501万円以上	収入金額－245万円

**(2) 【給与所得者以外（自営業等）】**

<b>所得金額（所得証明書における所得金額）＝ 収入金額 － 必要経費（売上原価、営業経費）</b>
--

**別表第2**

**特別控除額表**

控除の事由		特別控除額				
世帯を対象とする控除	① 母子・父子世帯の場合	99万円				
	② 就学者のいる世帯の場合 ※児童・生徒・学生1人につき控除できる。ただし、出願者本人は含まず、⑦を適用する。	区 分		自宅通学	自宅外通学	
		小学校		31万円		
		中学校		46万円		
		高等学校		国・公立	39万円	69万円
				私 立	88万円	118万円
		高等専門学校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
				4・5年次	43万円	72万円
			私 立	1～3年次	88万円	118万円
				4・5年次	87万円	116万円
		大 学		国・公立	74万円	121万円
	私 立			133万円	180万円	
	専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円	
			私 立	88万円	118万円	
		専門課程	国・公立	36万円	81万円	
			私 立	102万円	147万円	
③障がい者のいる世帯の場合	障がい者1人につき		99万円			
④長期療養者のいる世帯の場合	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
⑤主たる家計支持者が別居している世帯の場合	別居のため特別に支出している金額 ただし、71万円を限度とする					
⑥火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額					
⑦本人を対象とする控除	高等学校又は高等専門学校の場合			39万円		
	短期大学、大学又は専修学校の場合			74万円		

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

2 出願者本人を含む子ども（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、出願者本人に係る特別控除額に50万円を加えた額に、その超える人数を乗じた額を更に控除できます。

（例）本人が高校生で子ども3人の場合 89万円×（3人－2人）＝89万円の控除

**別表第3 収入基準額表**

世帯人数	進学（在学）先	
	高等学校又は高等専門学校	短期大学、大学又は専修学校
1人	2,120,000	2,860,000
2人	3,800,000	4,550,000
3人	4,730,000	5,270,000
4人	5,150,000	5,720,000
5人	5,700,000	6,170,000
6人	6,080,000	6,500,000
7人	6,350,000	6,770,000
7人を超える場合	1人増すごとに25万円を、世帯人数7人の収入基準額（635万円）に加算	1人増すごとに27万円を、世帯人数7人の収入基準額（677万円）に加算

**私は奨学生になれるかな？**

私は4人家族（父、母、弟）です。大学へ進学したいのですが、奨学生になれるかな・・・。

①まず、父と母の収入を確認しました。

父の収入 800万円 > 母の収入 360万円

②次に、給与所得者の所得額の計算をしました。（別表1参照）

父は給与所得計算式Aを適用 800万円 - 408万円 = 392万円（所得額）

母は給与所得計算式Bを適用 360万円 - 126万円 = 234万円（所得額）

父と母の所得合算額 626万円

③続いて、特別控除額を計算します。（別表2参照）

区分	特別控除額
妹（小学生）	31万円
私（高校生）	39万円

合計控除額 70万円

④収入基準額表に当てはめてみると・・・（別表3参照）

所得合算額 626万円 - 特別控除額 70万円 = 556万円 < 収入基準額 572万円

「別表第1」で求めた父と母の所得合計額から、「別表第2」の特別控除額を差し引いた**認定所得額**が「別表第3」の世帯人数に応じた収入基準額以下なので、奨学生の出願資格クリア！